

## 15. AI システムの利用用途（導入目的）（問 13）

（図表 2 1 参照）

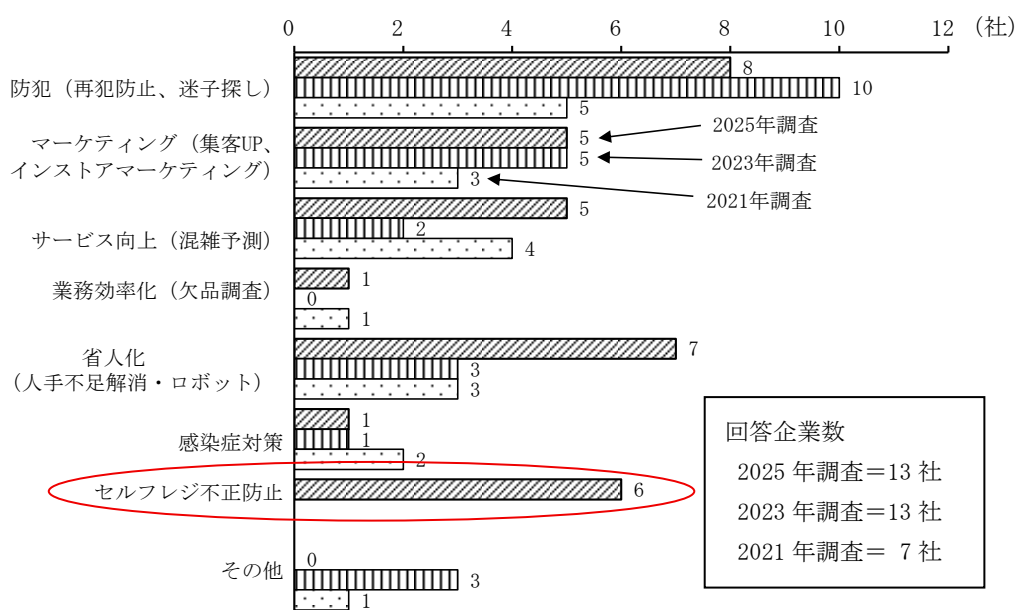
### <2025 年の状況>

○AI システムの利用用途（導入目的）をみると、最も多いのは「防犯（再犯防止、迷子探し）」の 8 社で、次いで「省人化（人手不足解消・ロボット）」の 7 社、「セルフレジ不正防止」の 6 社が多い。以下、「マーケティング（集客 UP、インスタマーケティング）」と「サービス向上（混雑予測）」の 5 社、「業務効率化（欠品調査）」と「感染症対策」の 1 社と続く。

### <2021 年調査、2023 年調査との比較>

○2021 年、2023 年においても 2025 年調査と同様、「防犯（再犯防止、迷子探し）」が最も多くなっている。また、2025 年調査では「省人化（人手不足解消・ロボット）」が大きく増加している。

図表 2 1 AI システムの利用用途（導入目的）（問 13）



- 注：1. AI システムを店舗に設置したと回答した企業は 2025 年調査で 13 社、2023 年調査で 13 社、2021 年調査で 7 社である。
2. 「セルフレジ不正防止」は、25 年調査で新たに加えられた項目である。
3. 複数回答の質問である。
4. 23 年調査の「その他」は、店舗万引き防止、販売支援、実証実験のみなど。

## 19. システムに関する提案、個人情報保護の取り組み、

### 安全管理措置について（問17）

システムに関する提案、販売・納品に際して個人情報保護の観点で取り組まれていること、安全管理措置について、自由に記述してもらった結果を以下に列挙した。

（問17）

NO	システムに関する提案、個人情報保護の取り組み、安全管理措置の内容
1	GDPR準拠（コンプライアンスへの取り組み含む）をウェブサイトで掲示している。また、システムインテグレータおよびエンドユーザ向けのGDPR情報をウェブサイトに掲示し、ユーザーの具体的な責任を説明している。
2	提案の際に必ず告知案内POPも配布し、個人情報保護、取り扱いの説明を行う。
3	・個人情報保護法の説明 ・個人情報を保存しないシステムの提案（カメラ映像内に写っている時のみ一時保存） ・個人情報取得時の告知説明
4	個人情報保護委員会の「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」をガイドラインとして参照し、告知方法や運用手順書の整備などの重要事項について、お客様と認識を合わせたうえで適切かつ安全な運用となるよう働きかけている。
5	個人情報の保護をレピュテーションリスク（社会的信頼）に関わる最重要課題と位置づけ、以下の通り取り組んでいる。 【適正な運用の徹底】法令に基づき「利用目的」を明確化し、必要最小限の取得・利用に留めることで、用途不明瞭なデータ保持を防止する。 【専門知見の活用】専門家と連携し、常に最新の法規制に準拠した、正確かつ安全なシステム構成を提案・構築する。 【安全管理の実施】アクセス権限の最小化や従業員教育、納品後の適切なデータ破棄など、技術的・人的な安全管理措置を徹底している。
6	・プライバシーポリシーのひな型のご提供、作成支援 ・運用マニュアルのひな型のご提供、作成支援 ・告知ポップのひな型のご提供、作成支援 ・その他問い合わせサポート
7	以下の各種ガイドラインをベースとして導入目的をヒアリングし運用として問題がないお客様のみに販売を行っている。また、運用時の注意事項や事前告知などの啓蒙を行っている。 ・個人情報保護委員会、犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230616_camera_utilize_leaflet.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230616_camera_utilize_leaflet.pdf</a> ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A <a href="https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-13/">https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-13/</a> <a href="https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-16/">https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-16/</a>
8	・仕入先とのDPA契約の締結 ・個人情報保護に関する法律の情報整理、お客様との協議
9	協業企業と顧問弁護士を交え、月一回会議。丸二年目に突入し、継続中。
10	個人情報の取扱いは、各設置先の基準があると話したうえで、映像の取扱いには十分気を付ける旨をお話ししている。
11	・アクセス制限を設ける（パスワードの設定） ・防犯目的でカメラを設置する場合においても、ステッカーやPOPによる告知を推奨
12	・動画や静止画データは暗号化の実施、及びアクセス権管理を実装 ・動画や静止画データはお客様管理 ⇒ 当社は障害・調査の目的でお客様承認のもとデータの確認が可能